

### 只木ゼミ春合宿第3問

甲は、午後11時頃、日頃から恨みに思っていたAを飯場に呼び出し、Aを傷害する意思で、洗面器の底や皮バンド等でAの頭部を滅多打ちにしたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等により、内因性高血圧性橋脳内出血を起こし、意識不明の状態に陥った。その後、甲は、自動車でAを建築資材置場まで運び、同所に放置して立ち去った。

その後、深夜0時頃、資材置場を通りかかった乙は、日頃から痛めつけてやりたいと思っていたAが放置されているのを見て、この機会にAを痛めつけてやろうと思い、角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

午前1時頃、Aは内因性高血圧性橋脳出血により死亡した。鑑定の結果、乙の暴行は、すでに発生していた内因性高血圧性橋脳内出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度のものであった。

甲と乙の罪責を論ぜよ。

参考判例 最判平成2年11月20日第三小法廷決定